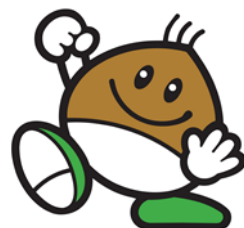


第33回滋賀県首長会議

令和6年10月10日(木)

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な
利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等
の一部改正について



栗 東 市

1. 改正要旨

国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において、確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等を講ずる必要があるため、改正されたもの。

2. 改正内容

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための 農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において以下の対応が必要

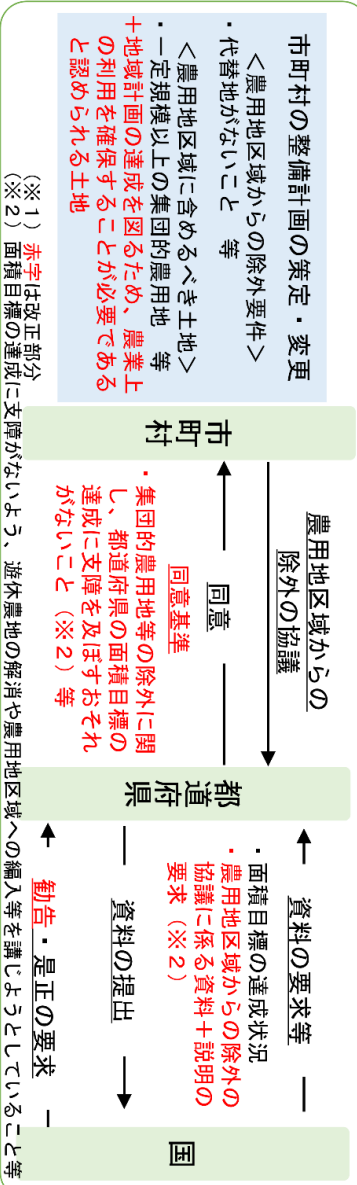
- 国内の農業生産の基盤である農地の確保
- 農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

※ 耕地面積(出典：耕地及び作付面積統計)
461万ha(平成21年)→430万ha(令和5年)

法律案の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- ① 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記し、これを踏まえ、国と地方公共団体の責務及び国の基本指針・都道府県の基本方針の面積目標に係る記載事項を明確化
(第1条、第1条の2、第3条の2第2項及び第4条第2項)
- ② 農地の確保のための措置の整備
(第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項)



農業生産の基盤である農地の確保

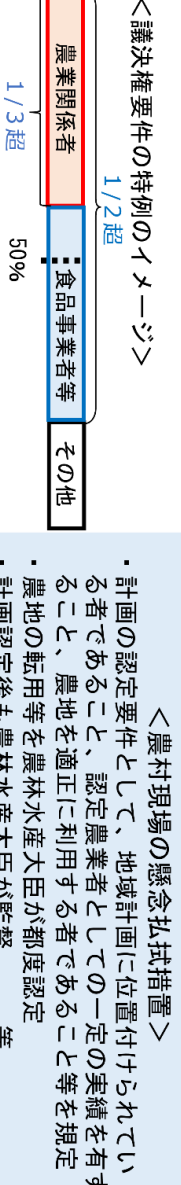
2. 農地法の改正

- ① 農地転用に係る手続の厳格化
ア 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築
(第4条第7項及び第5条第3項)
イ 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設
(第51条第3項)
- ② 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備
ア 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加
(第3条第2項)
イ 農地所有適格法人について、拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化
(第2条第3項)

農地の適正かつ効率的な利用の促進

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- ① 地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続を迅速化・義務化
(第22条の7)
- ② 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置
(第3章の2等)



施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(「農林水産省HP 農地法等の三段表・農地制度関係通知 令和6年度農振法等改正法について」より引用)

3. 現状と課題

今回の法改正により、国の権限が強化されたことになり、農用地区域からの除外が厳しくなったと見受けられる。

一方、「滋賀県産業立地戦略」では滋賀県における企業立地の推移、産業用地が不足している中で産業用地の問い合わせが増加しているが、用地を提供できない状況が課題であるとされている。

その課題に対し、今後の取組の方向性では、県経済の持続的な発展のため新たな産業用地の確保等に努めると記載されている。

企業立地を推進するための産業用地の確保に関し、市街化区域編入・農産法・地域未来投資促進法を活用した農用地区域からの除外は、今回の法改正とは直接的に関連はないと聞き及んでいる。

しかしながら、全国市長会（令和6年2月6日）の回答の中で、
地域未来投資促進法等であっても面積目標に支障が生じるおそれ
がある場合は、面積確保の措置を求めると回答されていることから、今後、企業立地の推進に影響がでてくるものと懸念する。

4. 今後の企業立地について

このことについて、滋賀県をはじめ、各市町において、今後の企業立地をどのように考えておられるのか議論を行いたい。